

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和7年6月11日
福岡管区気象台
鹿児島地方気象台

口永良部島の噴火警戒レベルを3へ引上げ

本日（11日）21時00分に口永良部島の噴火警戒レベルを3（入山規制）に引き上げました。

概要や警戒事項等を別添のとおりお知らせいたします。

問合せ先：福岡管区気象台 気象防災部 地域火山監視・警報センター

電話 092-725-3606

鹿児島地方気象台 電話 099-250-9919

口永良部島の噴火警戒レベルを3へ引上げ

情報発表時刻 (発表官署)	令和7年6月11日21時00分 (福岡管区気象台・鹿児島地方気象台)
情報種別	噴火警報(火口周辺)
噴火警戒レベル	2(火口周辺規制)から3(入山規制)に引上げ
火山活動の状況	<p>口永良部島では、4月上旬から山体の浅いところで地震活動が活発化し、火山性地震の多い状態が継続しています。火山性地震は主に古岳付近の浅いところで発生しています。</p> <p>また、GNSS連続観測では、2023年6月下旬頃から10月頃にかけて古岳付近の膨張を示す変動が観測されており、現在も膨張した状態が維持されています。</p>

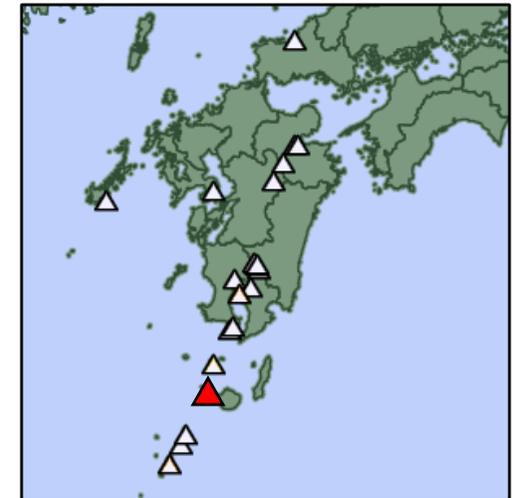
防災上の警戒事項

- 新岳火口及び古岳火口から概ね2kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石及び火砕流に警戒してください。
また、向江浜地区から新岳の南西にかけての火口から海岸までの範囲では、火砕流に警戒してください。
- 風下側では、火山灰だけでなく小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意してください。
- 地元自治体等の指示に従って危険な地域には立ち入らないでください。

口永良部島の位置および警戒範囲

口永良部島 噴火警戒レベルに対応した警戒範囲および防災対応

火山の位置



口永良部島[くちのえらぶじま]
Kuchinoerabujima

北緯30° 26' 36"
東経130° 13' 02"
標高657m
(古岳)(標高点)

新岳及び古岳火口から概ね
2 kmの警戒が必要な範囲

この図は、国土地理院『地理院地図』を使用して作成しています。

口永良部島の噴火警戒レベルの概要

● 噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

- レベル5 危険な居住地域からの避難。
- レベル4 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備。
- レベル3 状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。
火口から概ね2km以内の立入禁止 ○の範囲内。状況により○も含めた範囲内
- レベル2 火口から概ね1km以内（西側は新岳火口から概ね2km以内）の立入禁止 ○の範囲内。
- レベル1 状況に応じて火口内への立入規制等。

- 一般道
- 登山道
- 火口
- 居住地域
- レベル4、5の警戒が必要な範囲
- レベル3の警戒が必要な範囲
- レベル3の警戒が必要な範囲（※）
- レベル2の警戒が必要な範囲
- レベル3の規制箇所
- レベル2の規制箇所

※古岳の噴火により火口から2kmを超え、2.5km以内まで大きな噴石が飛散した場合、古岳火口から2.5kmまでを含めた範囲を警戒が必要な範囲とする。

口永良部島の活動状況



図1 口永良部島 火山性地震の日別回数と日回数10回以上出現日数
(2025年1月1日～6月11日21時)

4月上旬から山体の浅いところで地震活動が活発化し、火山性地震の多い状態が継続しています。火山性地震は主に古岳付近の浅いところで発生しています。

口永良部島の活動状況

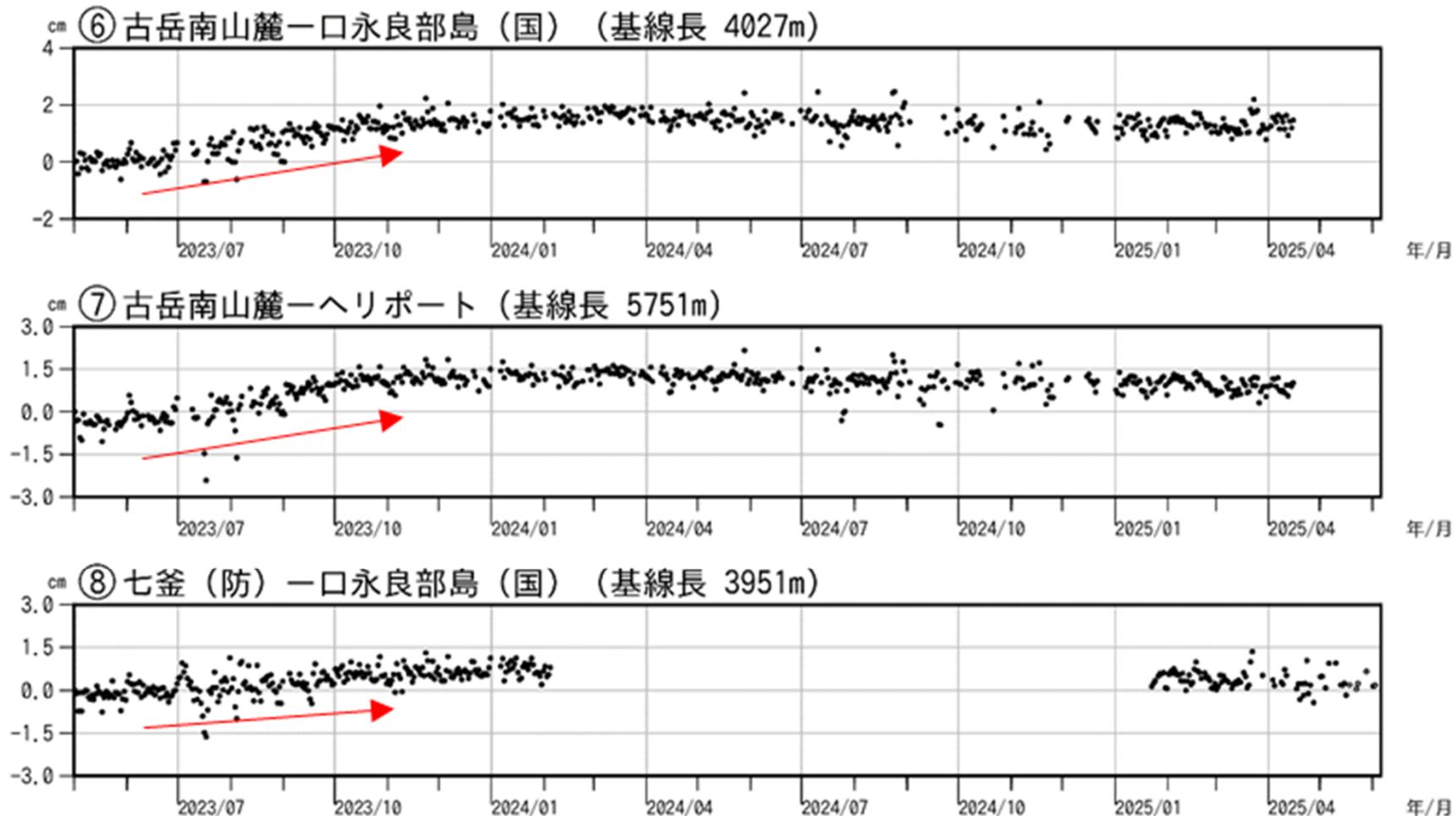
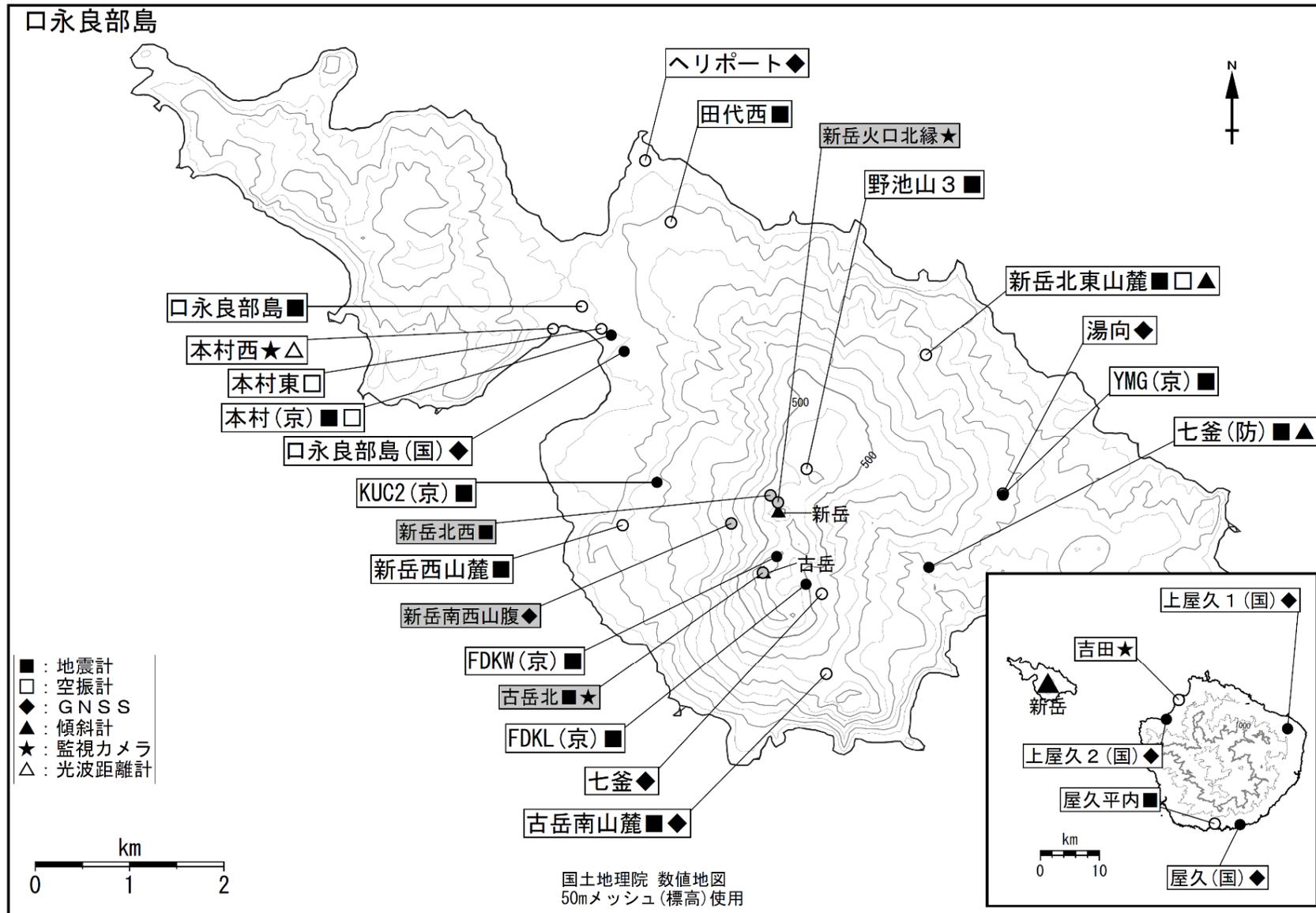


図2 口永良部島 GNSS連続観測による基線長変化
(2023年5月1日～2025年6月10日)

GNSS連続観測では、2023年6月下旬頃から10月頃にかけて古岳付近の膨張を示す変動が観測されており、現在も膨張した状態が維持されています。

口永良部島の観測点配置図



小さな白丸(○)は気象庁、小さな黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

灰色の観測点は障害中です。

(国) : 国土地理院、(京) : 京都大学、(防) : 防災科学技術研究所

発表した情報などについて

○発表した情報

- 噴火警報・噴火速報の発表状況

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=volcano>

- 降灰予報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=ashfall>

- 火山に関する情報の発表状況

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/volinfo/volinfo.php>

○情報の解説

- 噴火警戒レベルの判定基準

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikailevelkijunn.html

- 火山別に設定された噴火警戒レベルの解説
(リーフレット)

<https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level/keikailevel.html>

- 噴火警報・予報の説明

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/volinfo.html>

- 噴火警戒レベルの説明

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/level_toha/level_toha.html

- 火山に関する情報や資料の解説

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/vol_know.html

○火山災害から身を守るには

- 火山登山者向けの情報提供ページ

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/activity_info/index.html



- 火山災害から命を守るために

(内閣府 防災情報のページ)

https://www.bousai.go.jp/kazan/eizoshiryo/tozansha_shisetsu.html

- 気象庁防災情報X(旧Twitter)

https://x.com/JMA_bousai



レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が新岳火口から概ね2 km を超え、あるいは古岳火口から概ね2.5 km を超え飛散した場合には、両火口から概ね4 km を警戒が必要な範囲とする 火砕流、溶岩流が居住地域に達するか接近している場合は、現象の距離に応じて両火口から概ね2.5 km あるいは概ね4 km を警戒が必要な範囲とする <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の高まり（火山ガス（二酸化硫黄）の放出量の増加や山体の膨張、火口及びその周辺で火映がみられる等どれか1つでも）がみられる中で、次の2項目の現象のうち一つでも観測された場合、両火口から概ね2.5 km を警戒が必要な範囲とする ▶島内の浅い場所（海面下2 km 以浅）を震源とする体を感じる地震の発生 ▶連続的な鳴動の発生や新たな場所から多数の噴気発生 <p>上記2項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の2015年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、両火口から概ね4 km を警戒が必要な範囲とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な地盤変動（浅部へのマグマ貫入：顕著な隆起、新岳北東山麓観測点の傾斜計で1時間に10 μ rad 以上相当）が発生した場合、両火口から概ね4 km を警戒が必要な範囲とする 	<p>観測データに活動低下が1ヶ月程度認められた場合には、活動状況等を勘案しながら、総合的に判断する。</p> <p>地震や急激な地盤変動によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち2週間程度でレベルを引き下げる。</p> <p>大きな噴石の飛散でレベルを引き上げた場合には、当該距離に影響する噴火が3日間程度発生しなければレベルの引下げを検討する。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす可能性のある噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流や溶岩流が居住地域へ次第に接近する場合、発生した現象の距離に応じて両火口から概ね2.5 km あるいは概ね4 km を警戒が必要な範囲とする <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> レベル2、3の段階で次の2項目の現象のうち一つでも観測された場合、両火口から概ね2.5 km を警戒が必要な範囲とする ▶体を感じる地震の発生 ▶山麓の浅い場所を震源とするA型地震の多発 <p>上記2項目のいずれかの現象が、山体膨張を示す地盤変動の2015年等に観測された変化を明瞭に超える状況が継続している中で観測された場合、両火口から概ね4 km を警戒が必要な範囲とする</p>	<p>観測データの活動低下が1ヶ月程度認められた場合、あるいは、地震によるレベル上げの場合は、現象がなくなったのち2週間程度で、レベルを引き下げる。</p>
3	<p>【古岳火口から2 km を超え概ね2.5 km 以内に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな噴石が古岳火口から2 km を超え概ね2.5 km 以内に飛散 <p>以上の場合、火口から概ね2 km 以内（古岳火口からは概ね2.5 km 以内）を警戒が必要な範囲とする。</p> <hr/> <p>【新岳及び古岳火口から概ね2 km 以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p><短期間での火山活動の高まり></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山性地震の多発（30回以上/時間、50回以上/24時間又は30回以上/日が3日以上継続） 地盤変動（山体隆起の急速な地盤変動：新岳北東山麓観測点の傾斜計で数時間で1 μ rad 以上相当） <p><中・長期にわたる火山活動の高まり></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>山体が膨張する地盤変動（傾斜計、GNSS）が発生している。又は2年以内に山体が膨張する地盤変動があり、その地盤変動が維持されている場合に以下の現象が一つでも観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 振幅20 μ m/s 以上相当（新岳北東山麓観測点地震計の上下動成分）の地震が30日間に複数回あった場合 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <ul style="list-style-type: none"> 10日間（中期）の地震の回数が100回以上でかつ10回以上の日が8日間以上あった場合 </div> <ul style="list-style-type: none"> 火山ガス（二酸化硫黄）の放出量が1日あたり500トン以上が継続か、1,000トン以上になった場合 <p>【新岳及び古岳火口から概ね2 km 以内（全方位）に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から1 km を超え概ね2 km 以内に大きな噴石が飛散 噴火により、空振計で25 Pa 以上を観測 火砕流が西側以外でも火口から1 km を超えて流下 <p>以上の場合、火口から概ね2 km 以内を警戒が必要な範囲とする。</p>	<p>「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル3に達しない活動が概ね1ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>「中・長期にわたる火山活動の高まり」の基準に該当した場合、又はレベル4、5からレベルが下がった場合は、レベル3に達しない活動が概ね2ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。</p> <p>大きな噴石の飛散でレベルを引き上げた場合には、当該距離に影響する噴火が3日間程度発生しなければレベルの引下げを検討する。警戒が必要な範囲を拡大して対応した場合には、警戒が必要な範囲を縮小する。</p>

【新岳及び古岳火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】

- ・ごく小噴火の発生

<短期間での火山活動の高まり>

- ・火山性地震の増加（10 回以上／時間、30 回以上／24 時間又は 20 回以上／日が 2 日以上連続した場合）
- ・火山性微動の多発（継続時間の積算（24 時間）が 10 分以上）

2

<中・長期にわたる火山活動の高まり>

- ・10 日間（中期）の地震の回数が 100 回以上
- ・火口及びその周辺で地表面の熱が高まる、火山ガス（二酸化硫黄）の放出量が 1 日あたり概ね 100 トン 以上となるなど、火山活動が高まりつつある場合

【新岳及び古岳火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生】

大きな噴石が火口から 1 km 以内に飛散、火砕流が 1 km 以内（西側は新岳火口から 2 km 以内）に流下する小噴火の発生

噴火の発生や「短期間での火山活動の高まり」によりレベルを引き上げた場合は、レベル 2 に達しない活動が概ね 1 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。

「中・長期にわたる火山活動の高まり」の基準に該当した場合は、レベル 2 に達しない活動が概ね 2 ヶ月続いたとき、レベルを引き下げる。

-
- ・特記なき限り、各項目でいずれかが該当した場合、そのレベルと判定する。
 - ・ここでいう「大きな噴石」とは、概ね 20～30cm 以上の、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
 - ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や、新たな観測データや知見が得られた場合は、それらを加味して評価した上で、レベルを判断することもある。
 - ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。
 - ・レベル 5 からレベルを下げる場合には、レベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
 - ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるかと判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を公表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を公表する。
 - ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。